川越市認定農業者等規模拡大支援事業補助金交付要綱

令和７年１月３１日　決　裁

（趣旨）

1. この要綱は、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１２条第１項の認定を受けた者（以下、「認定農業者」という。）及び同法第１４条の４第１項の認定を受けた者（以下、「認定新規就農者」という。）が、同法に基づく農業経営改善計画及び青年等就農計画の目標達成のために取り組む経営規模の拡大に必要な施設の整備又は機械の導入を行うことに対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

２　前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和５４年規則第９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

1. 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

⑴　認定農業者であって、自ら（同一農家世帯員及び二親等以内の者を含む）が所有権又は使用収益権を有し、耕作している市内農地の面積（以下、「経営面積」という。）が１ヘクタール以上の者。

⑵　認定新規就農者であって、自ら（同一農家世帯員及び二親等以内の者を含む）が所有権又は使用収益権を有し、耕作している市内農地の面積（以下、「経営面積」という。）が１ヘクタール以上の者。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としない。

⑴　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団に関係する者。

⑵　川越市税条例（昭和２９年告示第１９号）第３条に規定する市税の滞納があるとき。

（補助対象事業等）

1. 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、第１条第１項の趣旨にのっとり行われる別表１に掲げる事業（事業費が10万円以上のものに限る。）とし、補助要件、補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）、補助率、補助限度額及び重要変更は、それぞれ別表１に定めるとおりとする。

２　国又は県が前項の補助対象事業について補助金を交付する場合における市の補助金の交付については、次のとおりとする。

⑴　国又は県が、別表１で定める補助率以上の補助金を交付するときは、市は補助金を交付しない。

⑵　国又は県が、別表１で定める補助率に満たない補助金を交付するときは、当該補助金を含め、別表１で定める補助率を上限として市が補助金を交付するものとする。

（予算の配分等）

1. 事業を実施しようとする者（以下「事業実施主体」という。）は、様式第１号により、市長へ実施計画書及び要望書（以下「実施計画書等」という。）を提出するものとする。実施計画書等の提出については、原則一会計年度につき１者あたり１回とする。ただし、当該年度中に第７条に規定する交付決定を受けていない者を除く。

２　市長は、別表２により実施計画書等ごとのポイントを算出し、ポイントが高い者から順に予算配分を行い、その結果を様式第２－１号により事業実施主体へ通知するものとする。なお、要望を不採択とする場合は、様式２－２号により事業実施主体へ通知するものとする。

３　事業実施主体は、事業の内容について、別表１に掲げる重要な変更を行おうとする場合は、第１項に準じて実施計画書等の変更を提出するものとする。

（申請書の様式等）

1. 規則第４条第１項の規定による申請書の様式は、様式第３号のとおりとし、様式第２－１号により通知を受けた者は市長に提出することとする。

２　前項に規定する申請書には、規則第４条第２項第１号から第５号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

３　第１項に規定する申請書の提出時期は、毎会計年度、市長が別に定めるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。

（軽微な変更）

1. 規則第６条第１項第１号に規定する市長が定める軽微な変更は、別表１の重要な変更以外の変更とする。

（交付決定通知書の様式）

1. 規則第７条第１項の交付決定通知書の様式は、様式第４号のとおりとする。

（事業内容の変更等）

1. 事業実施主体は、規則第６条第１項の規定に基づいて市長の付した条件に従い、市長の承認を受けようとするときは、様式第５号の申請書を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

1. 規則第１３条の報告書の様式は、様式第６号のとおりとする。

２　前項に規定する報告書等の提出は、補助事業の完了（事業の廃止又は会計年度完了の場合を含む。）後３０日以内又は、当該年度の３月２０日までのいずれか早い方を原則とする。

（確定通知）

1. 規則第１４条の規定により補助金の額を確定し、通知するときは、様式第７号によるものとする。

（補助金の交付）

1. 前条の規定による通知を受けた事業実施主体は、様式第８号を市長に提出し、市長は請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。

２　事業実施主体は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、様式第８号を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助　金を交付するものとする。また様式第９号により事業実施主体に通知するものとする。

（補助金の返還）

1. 事業実施主体は、前条第２項の規定により概算払を受けた金額の合計から第８条に規定する確定金額を控除した金額に残額が生じたときは、当該残額を市長に返還するものとする。

（実施状況報告）

1. 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から３年、毎年度の営農の実施状況を様式第１０号により、市長に報告するものとする。

２　前項の実施状況報告書の提出時期は、報告の対象となる年度の３月末から翌年度５月末日までとする。

（財産処分制限の期間）

1. 規則第１８条ただし書きに規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、事業完了の日の翌日から起算する。

（書類の整備等）

1. 事業実施主体は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

２　前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の４月１日から起算して、５年間保管しなければならない。

　（要綱の見直し）

1. 補助金の交付に関し、社会情勢の変化等を勘案し、施策効果の検証を踏まえ、３年ごとに必要な見直しを行うものとする。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助要件 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 | 重要な変更 |
| 認定農業者及び認定新規就農者による経営面積拡大に必要な施設の整備又は機械の導入 | * 申請時点で、経営面積（自ら（同一農家世帯員及び二親等以内の者を含む）が所有権又は使用収益権を有し、耕作している市内農地の面積）を２０パーセント以上、又は０．６ヘクタール以上拡大している、又は拡大する見込みがあること。
* 申請日時点で経営面積が１ヘクタール以上あること。
* 拡大する農地の所有権の取得又は使用収益権の設定は、事業実施年度の前年度から事業実施年度の翌年度末までに行うものとする。
 | 経営面積拡大に伴い必要となる施設の整備又は機械の導入に係る費用 | 補助対象経費の２分の１以内（ただし、消費税は補助対象外とする。） | 100万円 | １　事業実施主体の変更２　補助事業費の20パーセントを超える増減３　機械又は施設の種類の変更４　事業の中止又は廃止 |

別表２（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | ポイントの基準 | ポイント数 |
| 生産拡大面積 | 経営面積（自ら（同一農家世帯員及び二親等以内の者を含む）が所有権又は使用収益権を有している農地の面積）を以下のとおり増加する場合。＋100％以上　又は　＋1.8ha以上＋80％以上　 又は　＋1.5ha以上＋60％以上　 又は　＋1.2ha以上＋40％以上　 又は　＋0.9ha以上＋20％以上　 又は　＋0.6ha以上 | ７６５４３ |
| 権利の手続き状況 | ・拡大するすべての農地の所有権又は使用収益権を有している（申請が完了している場合を含む）場合。・拡大する農地の半分を超える面積の所有権又は使用収益権を有している（申請が完了している場合を含む）場合。・拡大する農地が定まっており、当該農地の所有権及び使用収益権を有している者の同意が得られている。・拡大する農地が定まっていない（農地の所有権及び使用収益権を有している者の同意が得られていない場合を含む）。 | ３２１不選定 |
| 居住地等 | 市内在住（法人の場合は、本店の所在が市内）の場合 | ３ |
| 水田活用の取組 | 拡大する経営面積のうち、半分以上を水田により拡大する場合（ただし、主食用米を作付けする場合を除く）。 | ３ |
| 遊休農地の解消 | 拡大する経営面積のうち、遊休農地を解消する取組みを含む場合。 | ３ |
| 認定新規就農者 | 認定新規就農者である場合 | ２ |